

鳥取市補助金カルテ

NO.	043	担当課	協働推進課	外線	0857-30-8177
適合性判定	適切	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	鳥取市市民まちづくり提案事業助成金				
概要	地域の課題解決やまちの活性化のために、市民等の視点による自由な発想に基づき提案された「まちづくり事業」の経費を補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策1405）協働のまちづくりの推進				
創設年度	H16	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	総務費	項	総務管理費	目	一般管理費	
歳出事業名	市民活動促進事業補助金					
R7予算	300千円					
R7予算 積算根拠	自主事業部門 3団体×100千円(上限額)			過去実績	件数	決算額 (千円)
				R6 (見込)	4	1,001
				R5	3	301
				R4	5	1,155
				R3	6	666
補助率・補助額	10分の10または5分の4または4分の3			上限額	100千円	
特定財源	県費					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	申請のあった団体
交付要件	自主事業部門：市民活動拠点アクティブとっとりに登録する市民活動団体 ※ただし、本助成金の交付を通算3回受けているものを除く
対象経費	報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、役務費、保険料、委託料、使用料及び賃借料、その他市長が必要と認める経費、事業のために雇用したアルバイト等の人件費
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック (適正化評価)

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定	
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○	
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○	
3E	[経済性] 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-	
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○	
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○	
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費(人件費、交際費等)に補助金を交付していない	○	
	[効率性] 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×	
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○	
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	○	
	[有効性] 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×	
		02-09	効果目標の設定がある	○	
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○	
公平性	[公平性] 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○	
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない(市担当課が事務局を担っていない)	○	
	[透明性] 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○	
				不適合の数	2
				評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3E	2-5 自己資金のない団体であり、補助がなければ計画している事業を行うことが困難であるため。 2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	-

評価/担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査/行財政改革課	適切
意見	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	044	担当課	協働推進課	外線	0857-30-8177
適合性判定	適切	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	鳥取市交通安全対策協議会補助金				
概要	鳥取市交通安全対策協議会の活動費を補助。				
補助金区分	団体運営費補助				
根拠法令	第11次鳥取市交通安全計画				
創設年度	H29	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	総務費	項	総務管理費	目	交通対策費	
歳出事業名	鳥取市交通安全対策協議会補助金					
R7予算	3,143千円					
R7予算 積算根拠	・本部経費 192千円 ・各地区協議会交付金 2,951千円 (鳥取、国府、福部、河原、用瀬、佐治、気高、鹿野、青谷)			過去実績	件数	決算額 (千円)
				R6 (見込)	1	3,492
				R5	1	3,470
				R4	1	3,564
				R3	1	3,660
補助率・補助額	10分の10			上限額	3,500千円	
特定財源	なし(一般財源、基金繰入のみ)					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	鳥取市交通安全対策協議会				
交付要件	本補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象団体」という。)は、鳥取市交通安全対策協議会とする。				
対象経費	・本部の活動費 会議費、事務費(需用費、通信費)、広報啓発費(需用費)、交通安全運 動にかかる経費(需用費、通信費、報償費、旅費、その他必要と認められる経費) ・各地区 協議会の活動費				
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。				
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。				

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	○
運営費に占める 補助金の割合	100.0%
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック (適正化評価)

	適正化の視点	番号	基準	判定	
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○	
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○	
3 E	[経済性] 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	○	
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○	
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○	
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費(人件費、交際費等)に補助金を交付していない	○	
	[効率性] 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×	
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○	
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	○	
	[有効性] 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×	
		02-09	効果目標の設定がある	○	
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○	
公平性	[公平性] 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○	
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない(市担当課が事務局を担っていない)	×	
	[透明性] 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○	
				不適合の数	3
				評価対象項目数	15

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-5 鳥取市交通安全対策協議会は自主財源がないため。 2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	4-2 本会は、市長を会長とする交通安全関係団体で構成する組織であり、市の交通安全施策を国、警察、その他公共的団体と連携して実施する必要があるため。

評価/担当課	適切
今後の具体的な改善方針	今後も継続する
審査/行財政改革課	適切
意見	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	045	担当課	協働推進課	外線	0857-30-8177
適合性判定	今後見直しが必要		予算措置	令和7年度 当初予算	
補助金名	鳥取市交通安全指導員会補助金				
概要	鳥取市交通安全指導員会の活動費補助。				
補助金区分	団体運営費補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策3102）防犯・交通安全対策の充実				
創設年度	H29	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	総務費	項	総務管理費	目	交通対策費	
歳出事業名	鳥取市交通安全指導員会補助金					
R7予算	1,716千円					
R7予算積算根拠	・本部経費 20千円(上限額) ・各地区指導員会交付金 1,696千円(鳥取、国府、福部、河原、用瀬、佐治、気高、鹿野、青谷) ※均等割 1団体につき96,000円、定数割 各地区指導員会の指導員の定数に1人当たり6,500円を乗じて得た額			過去実績	件数	決算額(千円)
				R6(見込)	1	1,716
				R5	1	1,646
				R4	1	1,745
				R3	1	1,807
補助率・補助額	10分の10			上限額	設定なし	
特定財源	なし(一般財源、基金繰入のみ)					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	鳥取市交通安全指導員会				
交付要件	鳥取市交通安全指導員会				
対象経費	本部及び各地区指導員会の活動費				
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。				
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。				

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	○
運営費に占める補助金の割合	100.0%
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

	適正化の視点	番号	基準	判定	
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○	
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○	
3 E	[経済性] 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	○	
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○	
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○	
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費(人件費、交際費等)に補助金を交付していない	○	
	[効率性] 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×	
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○	
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	×	
	[有効性] 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×	
		02-09	効果目標の設定がある	○	
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○	
公平性	[公平性] 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○	
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない(市担当課が事務局を担っていない)	×	
	[透明性] 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○	
				不適合の数	4
				評価対象項目数	15

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-5 鳥取市交通安全指導員会は自主財源がないため。 2-7 上限額の設定がない対象経費について、均等割と人数割で算出している。 2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	4-2 交通安全指導員は、以前は市の特別職であったが、地方公務員法の改正に伴う特別職の任用の厳格化により、市長が委嘱する身分となったが、事業内容に変わりではなく、継続して市が事務局を担っている。

評価/担当課	適切
今後の具体的な改善方針	今後も継続する
審査/行財政改革課	今後見直しが必要
意見	市が事務局を担う理由に乏しい。

鳥取市補助金カルテ

NO.	046	担当課	協働推進課	外線	0857-30-8177
適合性判定	今後見直しが必要	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	鳥取市自治連合会補助金				
概要	鳥取市自治連合会の運営費補助。				
補助金区分	団体運営費補助				
根拠法令	鳥取市自治基本条例第13条				
創設年度	H29	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	総務費	項	総務管理費	目	諸費	
歳出事業名	鳥取市自治連合会補助金					
R7予算	70,277千円					
R7予算積算根拠	・活動助成費 63,435千円 ・会議費 384千円 ・事業費 2,240千円 ・運営費 4,218千円			過去実績	件数	決算額(千円)
				R6(見込)	0	68,711
				R5	1	69,528
				R4	1	70,286
				R3	1	70,286
補助率・補助額	10分の10			上限額	設定なし	
特定財源	県費					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	鳥取市自治連合会				
交付要件	市単位町内会等で構成する鳥取市自治会連合会				
対象経費	交付の対象となる事業等に要する経費のうち、次に掲げる経費を除く。 ・交際費 ・食糧費 ・慶弔費				
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。				
実績確認	実績報告書				

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	○
運営費に占める補助金の割合	90.6%
繰越金の有無	有

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック (適正化評価)

	適正化の視点	番号	基準	判定	
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○	
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○	
3E	[経済性] 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	○	
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○	
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○	
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費(人件費、交際費等)に補助金を交付していない	×	
	[効率性] 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×	
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○	
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	×	
	[有効性] 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×	
		02-09	効果目標の設定がある	○	
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○	
公平性	[公平性] 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○	
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない(市担当課が事務局を担っていない)	○	
	[透明性] 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○	
				不適合の数	4
				評価対象項目数	15

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3E	2-4, 2-5 自主財源は減収傾向であるが、安定的かつ持続可能な連合会の要である事務局体制を確保する必要がある。 2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	-

評価/担当課	今後見直しを検討
今後の具体的な改善方針	10分の10補助を継続する以上、事業内容の妥当性を精査し公平性に努めることが必要。
審査/行財政改革課	今後見直しが必要
意見	対象経費に人件費が含まれている。補助率が1/2以上であり、上限額の設定がない。

鳥取市補助金カルテ

NO.	047	担当課	協働推進課	外線	0857-30-8176
適合性判定	適切	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	鳥取市地域コミュニティ活動支援事業交付金				
概要	住民の自主性及び主体性に基づいた、町内会等による地域活動及びそれを支える町内会設備の整備を支援する。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第2期鳥取市創生総合戦略 【基本目標Ⅲ-4】誰もが安心して暮らし続けることができるまちづくり				
創設年度	H22	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	総務費	項	総務管理費	目	諸費
歳出事業名	自治会活動活性化支援事業費				
R7予算	11,200千円		過去実績	件数	決算額(千円)
R7予算積算根拠	400町内会 11,200千円 ※令和6年度の1町内会当たりの平均申請額より算出		R6(見込)	358	9,643
			R5	282	7,851
			R4	168	3,759
			R3	152	3,921
補助率・補助額	4分の3または10分の10		上限額	30千円	
特定財源	なし(一般財源、基金繰入のみ)				

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	補助対象団体
交付要件	地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項に規定する地縁による団体で鳥取市自治連合会に加盟しているもの又は市長がこれに類すると認める団体
対象経費	報償費・謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、原材料費、その他市長が特に必要と認める経費
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック (適正化評価)

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定	
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○	
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○	
3E	[経済性] 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-	
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○	
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○	
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費(人件費、交際費等)に補助金を交付していない	○	
	[効率性] 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×	
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○	
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	○	
	[有効性] 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×	
		02-09	効果目標の設定がある	○	
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○	
公平性	[公平性] 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○	
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない(市担当課が事務局を担っていない)	○	
	[透明性] 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○	
				不適合の数	2
				評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3E	2-5 コミュニティ活動に対する負担の大きい小規模町内会の活用促進および町内会等が行う町内会未加入世帯に対する支援のため。 2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	-

評価/担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査/行財政改革課	適切
意見	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	048	担当課	協働推進課	外線	0857-30-8176
適合性判定	適切	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	鳥取市地域運営組織活動支援事業交付金				
概要	地域運営組織が行う、地域力向上につながる活動や協働によるまちづくりの活動等に対する交付金。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策1405）協働のまちづくりの推進				
創設年度	R3	終期	R8年度までに効果検証のうえ継続の有無を検討		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	総務費	項	総務管理費	目	諸費	
歳出事業名	コミュニティ支援事業費					
R7予算	30,542千円					
R7予算積算根拠	・地域運営組織運営助成事業 40協議会×50千円(上限額) ・協働のまちづくり助成事業 38協議会×400千円(上限額) ・協働のまちづくり特別助成事業 2協議会×800千円(上限額) ・一括交付助成事業 21協議会 計11,741,200円(上限額は935千円に均等割、人口割、その他経費を加えた額)			過去実績	件数	決算額(千円)
				R6(見込)	108	28,932
				R5	107	27,910
				R4	110	27,150
				R3	113	26,132
補助率・補助額	5分の4または10分の10			上限額	設定なし	
特定財源	県費					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	申請のあった地域運営組織
交付要件	本交付金の交付の対象となる者は、協働のまちづくり支援宣言を受けた地域運営組織とする。ただし、協働のまちづくり一括交付助成事業又は協働のまちづくり一括交付特別助成事業を活用する場合は、組織の一部が鳥取市立地区公民館の設置及び管理に関する条例施行規則第4条に定める公民館運営委員会の役割を有する者に限る。
対象経費	報償費・謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、役務費、委託費、使用料及び賃借料、備品購入費、工事請負費、原材料費、燃料費、その他市長が特に必要と認める経費（事業別）
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック (適正化評価)

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定	
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○	
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○	
3E	[経済性] 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-	
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○	
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○	
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費(人件費、交際費等)に補助金を交付していない	○	
	[効率性] 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×	
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○	
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	○	
	[有効性] 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×	
		02-09	効果目標の設定がある	○	
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○	
公平性	[公平性] 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○	
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない(市担当課が事務局を担っていない)	○	
	[透明性] 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○	
				不適合の数	2
				評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3E	2-5 事業費が本交付金のみ、もしくは事業費における本交付金の割合が高く、補助金が無ければ会の運営・活動に支障が出るため。 2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	-

評価/担当課	適切
今後の具体的な改善方針	今後も継続予定
審査/行財政改革課	適切
意見	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	049	担当課	協働推進課	外線	0857-30-8176
適合性判定	適切	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	鳥取市地域コミュニティ除雪活動支援事業補助金				
概要	町内会が行う大雪時に生活道路を確保するための自主的な除雪活動に対する補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	鳥取市地域防災計画				
創設年度	H29	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	総務費	項	総務管理費	目	諸費	
歳出事業名	地域コミュニティ除雪活動支援事業費					
R7予算	3,900千円					
R7予算積算根拠	過去の実績から算出。			過去実績	件数	決算額(千円)
				R6(見込)	268	4,897
				R5	231	3,910
				R4	271	5,573
				R3	309	7,208
補助率・補助額	4分の3			上限額	50千円	
特定財源	県費, その他(地方債、諸収入等)					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	申請のあった町内会等				
交付要件	地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する地縁による団体で鳥取市自治連合会に加盟しているもの又は市長がこれに類すると認める団体。				
対象経費	消耗品費、備品購入費、修繕費、燃料費、委託料、使用料及び賃借料、その他市長が特に必要と認める経費				
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。				
実績確認	交付の申請及び請求に係る申請書添付の除雪箇所の地図及び領収書により確認する。				

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック (適正化評価)

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定	
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○	
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○	
3 E	[経済性] 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-	
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○	
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○	
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費(人件費、交際費等)に補助金を交付していない	○	
	[効率性] 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×	
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○	
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	○	
	[有効性] 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○	
		02-09	効果目標の設定がある	○	
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○	
公平性	[公平性] 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○	
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない(市担当課が事務局を担っていない)	○	
	[透明性] 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○	
				不適合の数	1
				評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-5 生活道路の除雪活動への負担が大きい小規模な町内会への支援のため。 2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	-

評価/担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査/行財政改革課	適切
意見	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	050	担当課	協働推進課	外線	0857-30-8177
適合性判定	適切	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	鳥取市町内会集会所新築等補助金				
概要	町内会集会所の新築等に対する補助。				
補助金区分	施設整備事業に対する補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策1405）協働のまちづくりの推進				
創設年度	H3	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	総務費	項	総務管理費	目	諸費	
歳出事業名	町内集会所建設等補助金（重点支援地方交付金）					
R7予算	17,848千円					
R7予算積算根拠	・町内会要望分 16,248千円 ・緊急対応分 1,600千円					
				過去実績	件数	決算額 (千円)
				R6 (見込)	19	12,729
				R5	21	8,971
				R4	19	5,087
				R3	19	11,845
補助率・補助額	3分の1			上限額	10,000千円	
特定財源	国費, その他(地方債、諸収入等)					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	町内会				
交付要件	1. 鳥取市自治連合会に加盟していること。 2. 補助対象事業の実施が確実であると見込まれること。 3. 集会所の新築又は取得を行う場合にあっては、集会所の用地について、所有権又は使用に関する正当な権原を有していると認められること（集会所の取得の場合はこれらの権利の取得が確実であると見込まれる場合を含む。）。				
対象経費	1. 新築または増築、修繕に係る工事費及び設計監督委託費 2. 建物の取得費 3. 建物の賃借料 4. 冷暖房設備の設置に必要な工事費				
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。				
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。				

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック (適正化評価)

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定	
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○	
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○	
3 E	[経済性] 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-	
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○	
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○	
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費(人件費、交際費等)に補助金を交付していない	○	
	[効率性] 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	○	
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	-	
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	-	
	[有効性] 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×	
02-09		効果目標の設定がある	○		
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○	
公平性	[公平性] 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○	
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない(市担当課が事務局を担っていない)	○	
	[透明性] 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○	
				不適合の数	1
				評価対象項目数	12

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	-

評価/担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査/行財政改革課	適切
意見	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	051	担当課	協働推進課	外線	0857-30-8177
適合性判定	今後見直しが必要	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	鳥取市市民運動推進協議会補助金				
概要	鳥取市市民運動推進協議会の活動費補助。				
補助金区分	団体運営費補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策1405）協働のまちづくりの推進				
創設年度	H29	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	総務費	項	総務管理費	目	諸費	
歳出事業名	鳥取市市民運動推進協議会補助金					
R7予算	3,715千円					
R7予算 積算根拠	・花いっぱい運動 58千円 ・全市一斉清掃 3,034千円 ・地域美化活動 539千円 ・啓発宣伝 35千円 ・事務費 50千円			過去実績	件数	決算額 (千円)
				R6 (見込)	1	3,475
				R5	1	3,536
				R4	1	2,643
				R3	1	2,531
補助率・補助額	10分の10			上限額	設定なし	
特定財源	県費					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	鳥取市市民運動推進協議会				
交付要件	補助の対象となる事業 ・まちを美しくする企画、運動 ・美化運動を自主的に実践する団体の支援 ・各事業広報啓発事業 ・調整連絡会議事業				
対象経費	・まちを美しくする企画、運動 需用費、報償費 ・美化運動を自主的に実践する団体の支援 ・広報啓発費 ・事務費 ・会議費				
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。				
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。				

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	○
運営費に占める補助金の割合	100.0%
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック (適正化評価)

	適正化の視点	番号	基準	判定	
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○	
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○	
3 E	[経済性] 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	○	
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○	
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○	
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費(人件費、交際費等)に補助金を交付していない	○	
	[効率性] 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×	
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○	
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	×	
	[有効性] 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×	
		02-09	効果目標の設定がある	○	
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○	
公平性	[公平性] 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○	
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない(市担当課が事務局を担っていない)	○	
	[透明性] 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○	
				不適合の数	3
				評価対象項目数	15

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-5 鳥取市市民運動推進協議会は自主財源がないため。 2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	-

評価/担当課	適切
今後の具体的な改善方針	今後も継続する
審査/行財政改革課	今後見直しが必要
意見	補助率が1/2以上であり、上限額の設定がない。

鳥取市補助金カルテ

NO.	052	担当課	協働推進課	外線	0857-30-8177
適合性判定	適切	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	鳥取市自主防犯活動団体補助金				
概要	自主防犯団体の活動費を補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	鳥取市安全で安心なまちづくり実施計画				
創設年度	H18	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	総務費	項	総務管理費	目	諸費	
歳出事業名	安全安心まちづくり推進助成費					
R7予算	100千円					
R7予算 積算根拠	自主防犯団体活動費補助金 1団体×100千円(上限額)			過去実績	件数	決算額 (千円)
				R6 (見込)	1	100
				R5	0	0
				R4	0	0
				R3	0	0
補助率・補助額	10分の10			上限額	100千円	
特定財源	なし(一般財源、基金繰入のみ)					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	申請のあった団体				
交付要件	各地区において、継続的に自主防犯活動に取り組んでいる自治会、町内会もしくはボランティア団体又はこれらの団体に類する活動を行う団体とする。				
対象経費	報償費及び謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、役務費、委託費、使用料及び賃借料、備品購入費、その他市長が特に必要と認める経費				
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。				
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。				

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック (適正化評価)

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定	
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○	
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○	
3 E	[経済性] 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-	
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○	
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○	
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費(人件費、交際費等)に補助金を交付していない	○	
	[効率性] 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×	
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○	
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	○	
	[有効性] 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×	
		02-09	効果目標の設定がある	○	
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○	
公平性	[公平性] 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○	
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない(市担当課が事務局を担っていない)	○	
	[透明性] 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○	
				不適合の数	2
				評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-5 申請団体は自主財源に乏しいため。 2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	-

評価/担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査/行財政改革課	適切
意見	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	053	担当課	協働推進課	外線	0857-30-8177
適合性判定	適切	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	犯罪から市民を守る防犯支援補助金				
概要	県事業と連携し、高齢者世帯の住宅の防犯対策に必要な経費を補助する				
補助金区分	個人に対する補助				
根拠法令	犯罪から県民を守る防犯機器購入補助金				
創設年度	R7	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	総務費	項	総務管理費	目	諸費
歳出事業名	犯罪から市民を守る防犯対策支援補助金				
R7予算	3,000千円		過去実績	件数	決算額 (千円)
R7予算 積算根拠	200世帯×15千円(上限額)		R6 (見込)	0	0
			R5	0	0
			R4	0	0
			R3	0	0
補助率・補助額	10分の10		上限額	15千円	
特定財源	県費				

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	市内に居住する60歳以上の方（またはその同一世帯員）				
交付要件	一世帯あたり15,000円を上限額に、一世帯一回限り				
対象経費	以下防犯機器の購入費（カメラ付きドアホン、防犯カメラ、センサーライト、防犯機能付電話機）				
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。				
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。				

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック (適正化評価)

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定	
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○	
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○	
3 E	[経済性] 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-	
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○	
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○	
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費(人件費、交際費等)に補助金を交付していない	○	
	[効率性] 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×	
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	×	
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	○	
	[有効性] 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×	
		02-09	効果目標の設定がある	○	
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○	
公平性	[公平性] 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○	
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない(市担当課が事務局を担っていない)	○	
	[透明性] 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○	
				不適合の数	3
				評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	-

評価/担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査/行財政改革課	適切
意見	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	385	担当課	協働推進課	外線	0857-30-8177
適合性判定	適切		予算措置	令和7年度 6月補正	
補助金名	鳥取市コミュニティ助成事業補助金				
概要	自治総合センターが定めるコミュニティ助成事業実施要項（以下、「実施要項」という。）に基づき、市民の自主的なコミュニティ活動に要する経費の全部又は一部を補助する。				
補助金区分	施設整備事業に対する補助, その他の事				
根拠法令	第11次総合計画				
創設年度	H17	終期	R8年度までに効果検証のうえ継続の有無を検討		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	総務費	項	総務管理費	目	諸費	
歳出事業名	地域コミュニティ支援事業費					
R7予算	20,200千円					
R7予算 積算根拠	補助事業者が徴取した施工業者の見積書による。 一般コミュニティ助成事業 2,500千円（補助率10/10 限度額2,500千円） コミュニティセンター助成事業 17,700千円（補助率3/5 限度額20,000千円）			過去実績	件数	決算額 (千円)
				R6	0	0
				R5	1	2,500
				R4	1	2,500
				R3	2	15,100
補助率・補助額	自治総合センターが決定した助成額の範囲内			上限額	設定なし	
特定財源	その他(地方債、諸収入等)					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	実施要項に定める事業実施主体であり、自治総合センターが採択した事業を行う者。				
交付要件	実施要項により、自治総合センターが採択した事業を実施する者。				
対象経費	実施要項に定める経費				
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。				
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。				

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック (適正化評価)

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定	
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○	
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○	
3 E	[経済性] 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-	
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○	
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○	
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費(人件費、交際費等)に補助金を交付していない	○	
	[効率性] 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×	
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○	
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	○	
	[有効性] 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×	
		02-09	効果目標の設定がある	○	
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○	
公平性	[公平性] 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはなっていない)	○	
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない(市担当課が事務局を担っていない)	○	
	[透明性] 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○	
				不適合の数	2
				評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-6 本補助金は自治総合センターが決定した当該補助対象事業に係る助成金をもとに交付するものであり、本市が補助率を定めるものではないため。
公益性	-
公平性	-

評価/担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査/行財政改革課	適切
意見	-